

令和4年3月28日

熊谷市下水道事業
熊谷市長 小林 哲也 様

熊谷市公共下水道事業運営審議会
会長 安原 正也



下水道使用料の適正化について (答申)

令和3年8月24日付け熊経発第289号で諮問を受けた標記の件について、当審議会で審議を重ねた結果を別添のとおり答申します。



答 申 書

令和4年3月28日

熊谷市公共下水道事業運営審議会

1 はじめに

現在の熊谷市下水道事業は、平成17年10月の旧熊谷市と旧妻沼町（及び旧大里町）の市町合併により、「荒川左岸北部流域関連熊谷公共下水道事業」と「妻沼公共下水道事業」の2事業を実施している。

下水道使用料が事業で異なっている状況であり、旧熊谷市の区域においては昭和56年の供用開始後平成12年と平成18年の2回改定されているものの、旧妻沼町の区域においては平成13年の供用開始後改定されていない状況である。

なお、本市下水道事業は、平成31年4月の地方公営企業法の全部適用に伴い公営企業会計を導入したことにより、経営の透明性が向上するとともに財政状況のより具体的な把握が可能となった。

本来、公営企業である下水道事業は、独立採算制を原則として必要な経費については使用者からの使用料収入で賄うべきであるが、現状は賄えておらず、一般会計から基準外繰入金として多額の補填を受けており、その補填を無くすことを求められている。

そして、人口減少や節水傾向により使用料収入の増加が見込めない一方、未整備区域解消のための建設工事費用や既存施設の老朽化による更新工事費用の増加が見込まれ、下水道事業を取り巻く環境は今後一層厳しくなっていくことが予想される。

こうした中、安定した経営を実現するための中長期的な基本計画として令和2年度に策定された「熊谷市公共下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）においては、経費回収率の目標値を100%とし、その実現のために適正な下水道使用料の設定が必要であり、その検討を行う旨が示されている。

熊谷市長から「下水道使用料の適正化について」の諮問を受け、これらの状況等を踏まえて慎重に審議・検討を重ねてきた結果、次のとおりの結論となったので、ここに答申する。

2 下水道使用料の適正化について

先に述べたとおり、本市下水道事業を取り巻く環境は厳しいものであり、今後もこの傾向は続くことが見込まれる。

現在、新型コロナウイルスによる市民生活や企業活動へ影響が生じている状況ではあるが、公営企業経営の原則及び経営戦略における今後の投資・財政計画を踏まえ、必要な費用に対する適正な使用料について審議した結果、使用料の統一及び改定が必要と判断する。

(1) 使用料の統一について

処理区域により使用料が異なることについては、使用者が受ける汚水処理サービスは区域による差異がないこと、事務コスト等から今後も異なる使用料体系を維持すべき積極的理由がないことから統一する。

(2) 使用料の改定について

審議にあたり、収支計画については経営戦略に基づき総括原価方式を採用したものを使用し、使用者の負担増及び影響範囲を勘案して改定率及び体系変更を必要最小限とする方針のもと、改定案を複数作成して審議を行った結果、以下のとおりとする。

ア 下水道使用料の算定期間については、状況変化への適切な対応のため、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

イ 下水道使用料の平均改定率については、経費回収の目標を達し、経営の安定化に資するため、25.21%とする。

ウ 下水道使用料の体系については、運営に要する固定的経費を広く負担いただくことが適当であるため、現行のとおり基本使用料と従量使用料の二部使用料制とする。

エ 基本使用料内の基本水量については、他団体の現況も踏まえ、現行のとおり1月あたり10m³とする。

オ 基本使用料と従量使用料の割合については、経営の安定性を考慮し、基本使用料を30%以上とする。

カ 増度については、現行の1.91倍から1.85倍に緩和する。

キ 使用量に応じた使用料区分については、使用者への影響度合い及び他団体の例から、旧熊谷市の区域のものと同じ8区分とする。

ク 公衆浴場用の使用料については、物価統制令による規制を受けていること、公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与していることを踏まえ、現行のとおりとする。

ケ 下水道使用料の改定時期については、経営戦略に基づき令和5年4月1日からとし、継続使用者に対して令和5年6月検針分から新たな使用料表の適用を行う経過措置を設ける。

(3) 一般家庭汚水の汚水排除量認定基準について

処理区域により異なる認定の基準については、旧熊谷市の区域の基準に統一する。

3 下水道使用料表（案）及び汚水排除量認定基準表（案）

(1) 別表第1（第47条関係）下水道使用料表（案）

使用料の区分		排水汚水量	使用料
一般用	基本使用料 (1月につき)	10立方メートルまで	1,155円
	従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	143円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	165円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	187円
		100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	209円
		200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	220円
		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	253円
		1,000立方メートルを超える分	264円
公衆浴場用 (1立方メートルにつき)		57.5円	
備考 一般用とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。）用以外をいう。			

(2) 別表第2（第47条関係）汚水排除量認定基準表（案）

用途	1月の汚水排除量の認定基準				
	汚水の種類	種別	定義	汚水排除量認定の基準	立方メートル
一般用	家事汚水		一般家庭汚水	1世帯4人まで1人当たり	8
				1人増すごとに	4

4 付帯意見

(1) 下水道使用料の適正化について

ア 下水道使用料改定の実施については、十分に利用者等への周知・説明を図り理解を求めること。

なお、市報等の利用はもとより、SNS等の利用も積極的に行うこと。

イ 次回下水道使用料改定については、経営戦略等の計画に基づき5年後を目安に適正に検証を行うこと。

(2) その他

ア 下水道使用料改定後においても今まで以上に効率的な企業経営に努め、経営基盤の強化と効率的な事業運営を行うこと。

イ 高度経済成長期に整備した施設の更新及び大規模災害時における迅速な施設復旧に備えた体制を今後も確保すること。

ウ 環境への負荷低減、公衆衛生の向上を強く訴え、未接続世帯に対する公共下水道への接続促進をより強化し、投資効果を上げること。

エ 利用者等に下水道事業の現状や将来計画等について、理解をしていただくために、積極的に広報等を行うこと。

5 おわりに

生活基盤として重要なインフラである下水道施設は、安全で安定的に維持管理されるべきであり、今後の老朽化に伴う費用の増大が見込まれることを踏まえ、その主要財源である下水道使用料の適正化について審議を重ねたところであり、特に使用料の改定は使用者の負担増となる上に、新型コロナウイルスの影響により先行きが不透明であることから様々な意見が出たが、最終的に先送りはできないと判断して今回の答申となった。

答申の趣旨を十分に踏まえ、使用者の理解と中長期的な展望のもと経営努力を続け、下水道サービスを将来に渡り安定的に維持するよう強く望むものである。

参考資料

参考資料 1 熊谷市公共下水道事業運営審議会 審議経過

参考資料 2 熊谷市公共下水道事業運営審議会条例

参考資料 3 熊谷市公共下水道事業運営審議会 委員名簿

参考資料 1

熊谷市公共下水道事業運営審議会 審議経過

開 催 日 等		審 議 事 項 等
令和3年度 第1回	令和3年8月24日（火） 午前10時から 熊谷市役所603会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書の受理 ・ 諮問内容の説明 ・ 下水道事業の説明
第2回	令和3年11月24日（水） 午前9時から 熊谷市水道庁舎3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料改定の必要性の説明 ・ 下水道使用料改定（案）の説明と審議
第3回	令和4年 1月25日（火） 午後2時から 熊谷市水道庁舎3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料表（案）の説明と審議
第4回	令和4年 2月25日（金） 午後2時から 熊谷市水道庁舎3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料表（案）の説明と審議 ・ 答申書の説明と審議、作成

参考資料2

熊谷市公共下水道事業運営審議会条例

(平成17年10月1日条例第216号)

(設置)

第1条 下水道事業の円滑な運営を図るため、熊谷市公共下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて公共下水道事業に関する重要事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が必要の都度、任命する委員をもって組織する。

- (1) 都市計画審議会委員 2人
- (2) 受益者代表等 5人
- (3) 学識経験者 4人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部経営課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第43号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料3

熊谷市公共下水道事業運営審議会 委員名簿

役 職	氏 名	選 出 区 分 (条例第3条)
会 長	安 原 正 也	学識経験者 (第3号)
副 会 長	中 島 千 尋	都市計画審議会委員 (第1号)
委 員	影 山 琢 也	都市計画審議会委員 (第1号)
委 員	松 永 勲	受益者代表等 (第2号)
委 員	日 向 美 津 江	受益者代表等 (第2号)
委 員	藤 井 範 子	受益者代表等 (第2号)
委 員	依 田 悦 代	受益者代表等 (第2号)
委 員	加 藤 英 明	受益者代表等 (第2号)
委 員	藤 野 佳 子	学識経験者 (第3号)
委 員	小 林 肇	学識経験者 (第3号)
委 員	今 宗 子	学識経験者 (第3号)

(順不同、敬称略)